



圏友協同組合 (会報)

2017年11月22日発行

〒359-0023 埼玉県所沢市東所沢和田 3-22-11 1F

TEL : 04-2968-3198 FAX : 04-2968-3248

連絡事項

既にお伝えした内容ですが、再度お知らせ致します。

●暴力について

某組合監理の下で、某企業が技能実習生に対して暴力沙汰がありました。結果、入国管理局から某組合は今後の新しい技能実習生の受入は停止、また特定監理団体の資格が消滅となり、更に他の企業で働く技能実習生たちのビザ更新期間が半年ごとの更新となりました。このように暴力沙汰を起こした企業だけではなく、同じ組合傘下の全企業に対して多大なご迷惑をかけることとなります。ここで再度、お願いがあります。技能実習生に対して決して暴力・暴言等の行為はなさないようお願い致します。方が一、暴力行為が分かった場合は・速やかに組合までご連絡をお願い致します。

また、別の某組合であったことですが、日本人従業員による内部告発によって企業が実習生に行っていた不正行為が判明し、その組合も黙認していたことで、某組合の400人近くいる技能実習生たちは全員移籍することになり、弊組合にも移籍に関する

問い合わせがありました。11月から技能実習生保護法が改正になり、今までもよりも更に厳しくなります。そのため、技能実習生を受け入れに対して、改めてもう一度、社内及び現場にて受け入れ体制の強化をしていただけてますようお願い致します。ご理解の程、宜しくお願い致します。

●在留カードについて

近年、外国人技能実習生及び建設就労者の在留カードの紛失が増加しております。弊組合でも2017年内に20件近くの紛失が発生しております。在留カードや銀行の通帳はブラックマーケットでの売買が行われており、9月には埼玉県内でベトナム人の犯罪組織も摘発されております。昨今、弊組合監理下で起きた紛失の件では、本人にも状況を確認しても曖昧な返答ばかりで、実際に紛失したのかは不明確な状況もありました。その件に関しては、在留カードの売買に拘っているのではないかと懸念をし、JITCOにも相談しております。今後、在留カードの紛失が起きた場合は組合が状況確認して本人に過失がないと判断出来た場合のみ、再発行のお手伝いをさせて頂きます。それ以外の場合については自己

責任として、在留カードの再発行の手順を本人にお伝えします。個人で再発行の手続きをしてもらうこととなります。企業様にはご理解を頂きたく、また、在留カードを紛失すると自分で面倒な手続きをしなくてはいけなくなる事を実習生に周知して頂きたく、宜しくお願い致します。

年末調整について

実習生の皆さん、毎年11月～12月にかけて会社で年末調整の手続きを行います。

年末調整とは、1月～12月までの一年間に支払われた給与や源泉所得税の過不足を12月に調整することです。毎月の給料から支払われている所得税額は、おおよそ(概算)の金額であり、正確な税額が分かるのは一年間の収入や差し引くものがかきと決まる年末です。そのため、一年に一度、年末の時期にこれまでの徴収した金額などを計算し直し、年末調整の結果、所得税を払い過ぎていた人には、還付され、所得税の支払いが足りない人には、追加で税金の支払いが求められます。

また、扶養控除をする場合は、扶養控除等の(異動)申告書を提出します。その際に親族関係書類と送金関係書類が必要になります。送金をしているのかの事実確認がないと扶養親族になれません。また、一人だけに送金した証明書では数名の扶養控除申請をすることが出来ません。

例・家族3人扶養申請する場合は送金証明書が各人必要

※送金関係書類・ベトナムに送金した送金証明書(2017年の送金証明書)ですが、SBIにて9月30日送金分までは、証明書発行済みです。それ以降に送金された方は、組合担当者までご連絡下さい。

※親族関係書類・戸籍謄本の写し及び外国語で作成されている場合は翻訳文も必要となります。

一時帰国について

ビザの関係で一時帰国が出来ない時期があります。母国に一時帰国をする場合、まず会社及び組合に相談の上、航空チケットを取って下さい。ビザ更新にあたる時期に相談無で航空チケット



圏友協同組合

ットを購入し、ビザの相談に来ても応じることは出来ません。また、早割のチケットは格安ですが、キャンセル料のリスクは高いですし、自分でキャンセルの手続きを行うことになりまので、ご注意ください。

年末年始について

実習生の皆さん、これからのシーズン、職場・仲間内での忘年会・お正月・新年会等とお酒を飲む機会が増えてきます。適度な量を皆さんと楽しく飲むお酒であればいいのですが、ついつい飲みすぎて、他人に迷惑を掛けたり、仕事を休んだり等はいで下さい。何事にも支障をきたさない程度の飲食を心掛けましょう。

また、年末年始にかけて日本はお正月休みに入ります。お正月休み中、遠方に出かける・外泊をされる方もいるかと思えます。担当者に行先・外泊する日程・相手との関係を必ず伝えて、担当者から許可を得て下さい。

※担当者様へのお願い
実習生から許可申請を受けた際は、対応をお願い致します。

スリ・ひったくりに注意

年末年始は、スリやひったくりが多発します。

混雑した繁華街や商店街、初詣の神社ではスリが人込みに紛れて獲物を狙っています。特にズボンのお尻のポケットからはみ出すような大きめの財布、上着の内ポケットの財布もスリにあいやすい為、注意が必要です。また、飲食中等に、財布を入れたまま上着をイスや壁にかけないようにならしましょう。

日本語能力試験について

2017年第1回

(2017年7月2日実施)

●N2合格者が3名

弊組合では、ベトナム人実習生が初めてのN2合格者が2名出ました。またN3合格者もベトナム人2名・中国人1名出ました。来月3日に第2回の日本語能力試験があります。受験する皆さん、頑張ってください。

今後、受験する予定の皆さんもお仕事で忙しいかと思いますが、日本語の勉強も頑張ってください。
※組合・送出し機関からは合格

者に報奨金N2(各一万円)N3(各5千円)を贈りました。また、企業様からのご協力を得て同額の報奨金を出していただきました。有難うございました。

事務局員紹介

11月24日から弊組合にベトナム通訳者が常勤として入社します。

●氏名 レーティトウイ

ユオン

今後とも皆様の温かいご指導をいただけますようお願い申し上げます。

